

農 薬 の 適 正 使 用 に つ い て

—農薬危害防止運動月間にちなんで—

農林水産省農産園芸局植物防疫課農薬対策室 **お お も り ま さ かつ**
大 森 正 和

は じ め に

農薬の適正使用は、従来より「人に対する安全確保」、
「農産物の安全確保」、「生活環境の保全」の三つの観点
から推進している。

現在、内閣に「食料・農業・農村基本問題調査会」が
設置され、食料、農業、農村の3部会において現行の農
業基本法に替わる食料・農業・農村に関する新たな基本
法の制定に向けた検討を行っており、この中で農業と環
境との関連についても重要な課題とされ、農業が環境に
対するプラスの側面だけでなく環境に与える負荷を軽減
する方策についても検討が必要となっている。農業は、
病害虫、雑草防除のために必要不可欠な資材であるが、
環境中に意図的に放出される物質であるため、使用方法
によっては環境へ負荷を与える側面を有している。この
ため、農薬危害防止運動、農薬適正使用推進対策事業で
も、最近は特に「農薬による環境負荷の軽減」について
内容の充実を図っているところである。

農薬危害防止運動月間にちなんでその概要を示すと
ともに、農薬の適正使用について最近の情勢も交えて以下
に述べる。

I 農薬危害防止運動について

農林水産省では農薬の適正使用を推進するため、毎年
農薬の使用機会が多くなる時期に合わせて、6月1日か
ら1か月間厚生省および都道府県との共催で農薬危害防
止運動を実施している。農薬危害防止運動は、昭和28
年より「有機リン剤の危害防止運動」の名称で始まり、
昭和37年より「農薬危害防止運動」と名称を変えて現
在に至っている。昭和28年当時は、パラチオン等急性
毒性が極めて強い有機リン剤等による散布中の事故が多
発したことにより、主に散布者の安全を確保する観点か
らマスク等の防護装備着用の推進等、安全な農薬の使
用を普及する目的で運動が行われていた。こうした運動
の推進により、農薬の散布中の事故は以前に比べ大幅に
減少している。

また、近年は急性毒性の強い農薬が減少する一方で、

Safe use of Agricultural Chemicals: Agricultural Chemicals
Safety Precaution Campaign. By Masakazu OMORI

(キーワード: 農薬の適正使用)

農産物の安全性や水、土壌、大気といったような生活環
境の保全について社会的関心が高まる中、農薬の使用に
際しては生活環境に配慮した農薬の適正使用、残留基準
を超過することのない使用方法の遵守がより一層重要と
なっており、内容を充実して対応しているところである。

II 人に対する安全確保

農薬による中毒事故は、一時期に比べ減少しているが
依然としてなくなる状況にある。平成8年度の事故
例を見ると、クロルピクリンくん蒸剤による眼痛、喉痛
等の軽微な中毒事故が3件(計32名)生じており、そ
の原因はいずれも使用方法を守らず薬剤処理後の被覆を
行わなかったためであった。また除草剤のドリフトによ
る頭痛、喉痛等軽微な中毒症状を生じた例が1件(17
名)認められており、その原因は強風時の散布であった
こと、散布圧が高すぎたこと、マスク等防護装備の着用
が徹底されていなかったことが原因であった。このよう
に、近年の農薬による中毒事故の発生原因を見ると、防
護装備の不備、使用方法の誤り等農薬の不適正使用に起
因しているものがほとんどであり、農薬使用時における
使用方法の遵守等基本事項を守ることが重要である。ま
たここ数年、クロルピクリン剤の不適正使用による事故
が目立っている。クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の取
り扱いについては、表示された使用上の注意事項を遵守
し、薬剤が揮散し、周辺に影響を与えないよう風向きな
どに十分注意し、被覆を完全に行うことが重要であり、
使用場面での徹底が必要である。

III 農作物の安全確保

1 残留農薬基準および安全使用基準の策定状況

現在、食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準
の一部をなす残留農薬基準は、平成10年4月現在、161
農薬(基準値設定対象作物は、約130品目)について基
準値が策定されている。また平成9年9月4日には、新
たに20農薬の基準設定を食品衛生調査会に諮問してい
るところである。こうした残留農薬基準の拡充に対応し
て、農林水産省では「農薬残留に関する安全使用基準」
を定め公表している。本基準は平成10年4月現在、合
計128農薬について策定、公表している。

また平成10年2月には、食品衛生調査会常任委員会

に設置されている「今後の食品保健行政の進め方に関する検討会」から21世紀初頭における食品保健行政の進め方についての報告書骨子が公表され、この中で現行の「2000年までに少なくとも200農薬の基準策定」という目標を踏まえた新たな目標の設定が必要とされており、今後さらに残留農薬基準の策定が推進される予定である。

2 食品の残留状況

平成9年11月には、厚生省は昨年に引き続き、平成7、8年度の食品中の残留農薬の摂取量調査結果（マーケットバスケット調査）および平成7年度の農作物中の残留農薬検査結果を取りまとめた冊子「食品の残留農薬」を発行している。マーケットバスケット調査結果を見ると、検出されている事例も見られるが、その検出レベルのADI（1日摂取許容量）に対する比率は低く安全性上の問題はないことが明らかにされている。また、平成7年度農作物中の残留農薬検査結果は、検査総数約255,000件に対し何らかの農薬が検出されたものは検査数の0.7%（1,780件）、残留農薬基準が設定されているものであって基準値を超える量の農薬が検出されたものは検査数の0.01%（22件）となっており、平成6年度の結果とほぼ同様で、農産物における農薬の残留レベルは低く、特に問題になるような内容ではなかった。

なお、残留農薬基準を超過した場合当該農作物の回収、廃棄処理等の措置がとられており、より一層安全使用基準等に沿った農薬適正使用の推進が必要である。

また、この調査結果を見ると、残留農薬基準が設定されていないもので登録保留基準を超過しているもの、あるいは当該作物に農薬登録がない農薬が検出されている例も見られ、この場合も流通サイドの要望により残留農薬基準を超過した場合と同様の措置がとられることもあり、より一層の適正使用の推進が必要となっている。

IV 生活環境の保全

1 環境を巡る農薬の規制状況

環境に対する社会的関心は高く、こういった状況の中平成9年3月には、従来の環境基本法に基づく地下水の環境基準が、平成9年12月には、航空防除地域における大気中の農薬の評価値が新たに設定され、規制の強化が図られているところであり、また従来より設定されている水質の各種基準についても、河川等水質の調査結果等を踏まえ、基準設定農薬の拡充等の検討が進められている。

2 農薬の検出状況

平成9年12月には、「平成8年度水質汚濁に係る要監視項目の調査結果」が公表されている。この中で、公共

用水域における調査結果の内容は47都道府県で実施されており、3,750地点（河川2,632、湖沼376、海域742）で調査されている。調査結果を要監視項目の指針値と比較すると、農薬については、フェニトロチオン（MEP）、イプロベンホス（IBP）が指針値を超過した地点が見られている。また、地下水における調査結果は33都道府県で実施されており、2,698の井戸で調査が実施されている。地下水においては農薬は、指針値を超過している地点は認められていない。要監視項目は「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況から見て、直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として設定されており、指針値を超過している項目については環境基準項目の設定について検討されるものであり、今後指針値等を超過することがないよう環境に配慮した農薬使用を徹底する必要がある。

農薬使用における水質環境保全対策としては、従来より農薬危害防止運動の中での使用者等に対する安全講習、農薬適正使用推進対策事業において水系への流出状況を把握しながら環境に配慮した農薬使用を推進してきたところであるが、一部の地域ではあるが要監視項目の指針値を超過した事例も見られることから、水質汚濁防止に関する安全使用基準において定められた使用方法その他の事項の遵守について徹底を図り、魚介類の被害および河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図ることが重要である。また、農薬使用における水質保全対策を推進するためには、環境サイド等関係部局との連携を図り水質検査状況の情報等について連絡を密にすることも重要である。

おわりに

農薬の使用に当たり、人畜、農作物、環境に対する安全を確保するため、農薬の登録制度や危害防止運動をはじめとする農薬適正使用推進対策事業の推進、環境に対する負荷を低減するための技術開発等に国、都道府県、関係団体で取り組んでいるところであり、農林水産省としては今後も一層の安全使用対策を推進することとしている。農薬の適正使用に当たっては、農薬のラベルに記載されている使用方法、使用上の注意事項を遵守することが重要であり、今年度の危害防止運動のポスターの標語は「確かめよう。使用前にまずラベル」としている。今後とも「ラベルを読み、記載内容を守る」という基本に忠実な適正使用を推進していくことが最も重要なことと考えており、関係各分野での今後の更なる努力を期待する。